

# 第1回 笠間市立小中学校学区審議会

日 時 令和6年6月20日（木）

午後7時から

場 所 笠間市役所教育棟2階 2-1・2-2 会議室

## 次 第

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 教育長あいさつ
4. 学区審議会委員の自己紹介
5. 事務局職員の自己紹介
6. 会長及び副会長の選任
7. 学区審議会会長あいさつ
8. 諮問書の交付
9. 議 事
  - (1) 学区審議会の会議の公開について
  - (2) 事務局説明
    - 笠間市立小中学校学区審議会名簿について（資料1）
    - 「第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画」（資料2）
    - 市立小中学校通学区域の見直しに伴う検討事項について（資料3）
    - アンケート調査等の実施方法について（資料4）
    - 今後の予定について（資料5）
  - (3) 意見交換
  - (4) その他
10. 閉 会

### 参考資料

- 1 審議会等の会議の公開に関する指針
- 2 笠間市立小中学校学区審議会条例
- 3 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き【要旨】

### 【問い合わせ及び連絡先】

笠間市教育委員会学務課：久保・埜口

電 話 0296-77-1101 (373)

メール ed.gakumug@city.kasama.lg.jp

## 資料 1

笠間市立小中学校学区審議会委員名簿(29名)

条例第3条の区分	所 属	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者 (11名)	市議会	田村 幸子	(議会代表)	
	茨城大学	石井 純一		
	(公社)全国幼児教育 研究協会茨城支部	荒川 千恵子		
	茨城県民間保育協 議会	浅野 学志		
	区長会	数納 享	(区長会代表)	
	くるす保育所	久野 航平	(PTA代表)	
	認定こども園いなだ こども園	長谷川 敬也	(PTA代表)	
	みか保育園	峯 恵理	(PTA代表)	
	認定こども園ともべ 幼稚園	海老根 さやか	(PTA代表)	
	岩間保育園	常井 理恵子	(PTA代表)	
	認定こども園おしの べこども園	柏 厚子	(PTA代表)	
市職員 (1名)	政策企画部	北野 高史		
市立小中義務教育 学校代表(1名)	校長会	藤枝 泰弘	(学校代表)	
市立小中義務教育 学校PTA代表 (16名)	笠間小学校	菅原 広人		
	稲田小学校	平間 譲司		
	宍戸小学校	仲田 修平		
	友部小学校	青柳 遥介		
	北川根小学校	安齋 岳美		
	大原小学校	滝本 幸夫		
	友部第二小学校	増淵 真理子		
	岩間第一小学校	大森 優磨		
	岩間第二小学校	中崎 徹		
	岩間第三小学校	長谷川 彩香		
	笠間中学校	根本 美紀子		
	稲田中学校	鈴木 忍		
	友部中学校	白井 公江		
	友部第二中学校	友常 秀太		
	岩間中学校	宮本 剛		
	みなみ学園義務教 育学校	小林 里恵		

## 第 2 期

# 笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画



令和 6 年 4 月

笠間市教育委員会

## 目 次

はじめに .....	3
第1章 市立学校の変遷と将来推計.....	4
(1) 学校数と児童生徒数の変遷	
(2) 児童生徒数と学級数の将来推計	
第2章 適正規模・適正配置の基本方針.....	5
(1) 本市の適正規模、適正配置の基本方針	
(2) 茨城県及び国における基準	
第3章 適正規模・適正配置の検証.....	8
(1) 令和16年度における各学校の将来推計	
(2) 学校施設の現状	
(3) スケジュール	
(4) 小・義務教育学校の令和5年度実数と将来推計	
(5) 中・義務教育学校の令和5年度実数と将来推計	

## はじめに

全国的な少子化が進行する中、国においては、平成 27 年 1 月に約 60 年ぶりとなる学校の統廃合に関する見直しを行い、少子化に対応した活力ある学校づくりが適切に行えるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されました。また、令和 3 年 3 月 31 日に公立小学校の学級編成を 40 人から 35 人に引き下げる法律が成立し、令和 3 年度から 5 年かけて 1 クラスあたり 35 人に引き下げを進めています。

笠間市においては、小学校の児童数のピークが昭和 57 年度、中学校の生徒数のピークが昭和 61 年度であり、その後年々減少し、令和 5 年度の児童生徒数はこのピーク時の 5 割を下回っており、今後も児童生徒数の減少が予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない課題であり、最適な学校教育の在り方や学校規模を検討することが求められています。

また、学校施設についても、16 校のうち 12 校が建築後 40 年以上を経過しており、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

学校規模の適正化を図るための手段として、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区域の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし小規模校の児童生徒数を増やすこと、小規模特認校制度によりあらかじめ指定する小規模校へ市内全域から通学を可能とすることなども考えられます。

こうした状況を踏まえ、子どもたちひとりひとりのもちまえを伸ばし、郷土を愛し、健やかな身体を養うこととした教育目標の実現のため、「第 2 期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画」の策定を行うものです。

令和 6 年 4 月

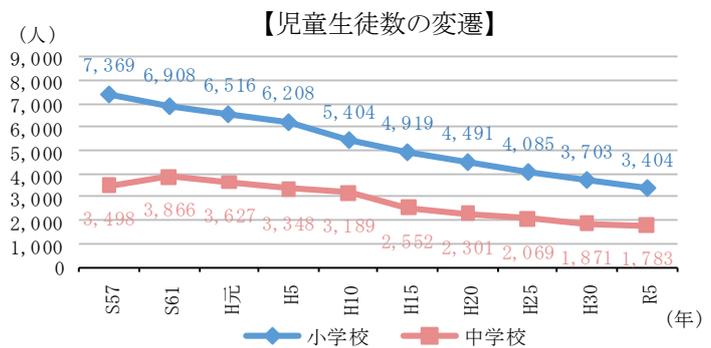
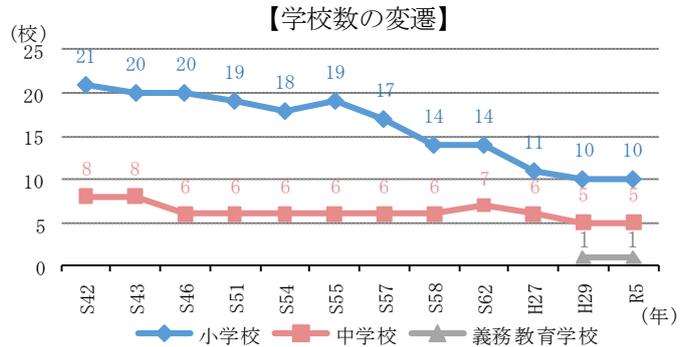
笠間市教育委員会教育長 小沼 公道

# 第1章 市立学校の変遷と将来推計

## (1) 学校数と児童生徒数の変遷

昭和42年度に29校あった笠間市立学校は、統廃合を経ながら、平成27年度に東小学校、佐城小学校、箱田小学校の3校を笠間小学校に、東中学校を笠間中学校に統合し、また、平成29年度にみなみ学園義務教育学校の開校（南小学校、南中学校の統合）により小学校10校、中学校5校、義務教育学校1校の16校で現在に至っています。

また、小学校の児童数は昭和57年度、中学校の生徒数は昭和61年度にそれぞれピークを迎え、令和5年度には小学生3,404人、中学生1,783人と、小中学校ともにピーク時の5割を下回っており、直近10年間では、児童生徒数全体で約2割減少しています。

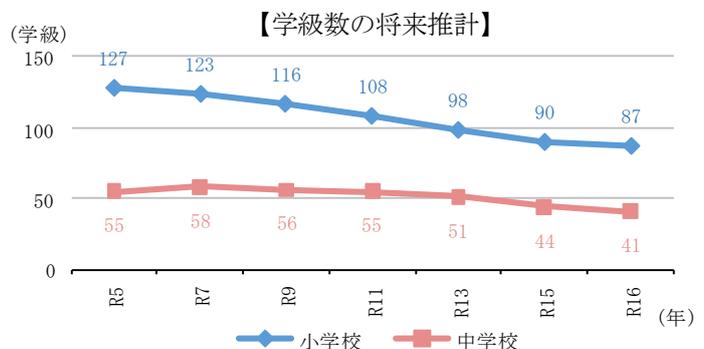
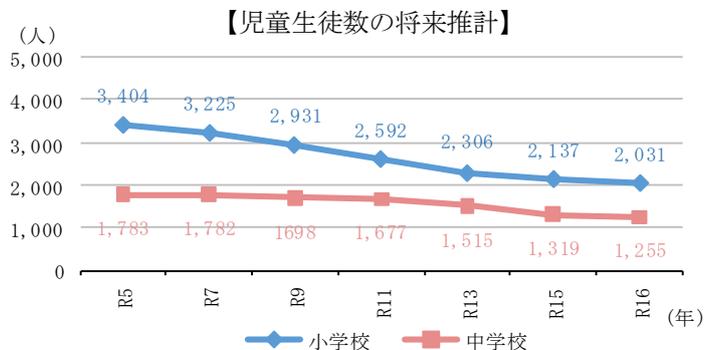


※義務教育学校の前期課程生徒数は小学校に、後期課程生徒数は中学校に含む。

## (2) 児童生徒数と学級数の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所における将来推計人口の結果を参考に本市での児童生徒数を推計した結果、令和16年度には小学生2,031人、中学生1,255人と、小中学校ともに児童生徒数が減少し、令和5年度と比べて小学生は約4割、中学生は約3割減少すると見込まれます。あくまでも推計値ではあるものの、児童生徒数は今後も減少傾向にあります。

また、上記推計から、令和5年4月3日付け義教第14号で茨城県から通知された「令和5年度学級編成基準について（通知）」に基づく学級編成に当てはめると、令和16年度には小学校87級、中学校41級と、小中学校ともに学級数が減少し、令和5年度と比べ約3割減少すると見込まれ、クラス替えができない学年が今後も増加するおそれがあります。



※住民基本台帳及び国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計値を基に算出。  
義務教育学校の前期課程生徒数は小学校に、後期課程生徒数は中学校に含む。  
学級数は県の学級編成基準を基に算出。特別支援学級は考慮せず、児童生徒すべてを普通学級として算出。

## 第2章 適正規模、適正配置の基本方針

### (1) 本市の適正規模、適正配置の基本方針

本市の適正規模については、次のページで示す国や県の基準よりもさらに弾力化した基準となる、本計画の「望ましい学校規模」を次のとおりとします。

#### 【笠間市立学校の適正規模】

学校種別	学級数	1学級あたりの児童生徒数
小学校	12～18学級(1学年あたり2～3学級)	最大30人(平均24人程度)
中学校	9学級以上(1学年あたり3学級以上)	最大35人(平均30人程度)

#### 【複式学級の取扱い】

適正規模の観点から、複式学級(小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下)を解消する。

#### 【適正規模校の児童生徒数の考え方】

- ①小学校：30人編制で1学年2～3学級を維持するための児童数は1学年あたり最少31人から最大90人となることから、1小学校の全児童数は概ね186人から540人が目安となる。
- ②中学校：35人編制で1学年3学級以上を維持するための生徒数は1学年あたり最少71人が必要となることから、1中学校の全生徒数は概ね213人以上が目安となる。

適正配置については、適正規模の確保を前提条件として、①将来にわたる複式学級の解消、②適正規模の確保、③連携教育の推進の方針に基づき、適正規模に達しない学校を適正配置の対象校とし、次の適正配置の要件等を考慮のうえ学校ごとに個別検証するものとします。そのうえで、適正配置を判断する数値基準に達しないと判断される場合、適正配置見直しの方法により見直しを開始し、地域住民との合意形成のうえ、早期に実施するものとします。

#### 【笠間市立学校の適正配置の要件等】

学校種別	考慮すべき要件	適正配置を判断する数値基準
小学校	地理的条件、児童数の将来推計、進学する中学校の位置等	新入児童数が18人※を下回り、かつ、それ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断される場合
中学校	地理的条件、生徒数の将来推計等	すべての学年で単学級となり、かつ、それ以降の年度も単学級の状態が続くものと判断される場合

#### 【18人の定義について】

現行の学級編成である35人学級では、36人になると18人ずつの2つの学級に編制される。したがって、適正規模校では1学級あたり最小18人、最大35人という幅の中で編制されることになる。小学校の適正規模は1学年あたり2～3学級であり、本来であれば単学級の学校は適正配置の対象となるが、笠間市としては、適正配置を見直す全市的事業の実施時期を判断する数値基準として、適正規模校において編制し得ない18人未満を集団構成の限界と定義付けた。

#### 【笠間市立学校の適正配置見直しの方法】

見直しの方法	内容
通学区域の見直し	隣接校との通学区域を見直すことによって適正規模を確保することができる地域については、次の点に留意して見直しを実施します。 ○通学区域の変更にあたっては、通学距離や通学時間、通学時の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的環境、地域とのつながりなどを考慮し、合併前の旧市町区域を超えて市域全体を対象とする。
学校の統合	通学区域の見直しによる適正規模の確保が困難な場合は、統合を軸として考えるものとし、統合を行う場合の基本的な考え方は次のとおりとします。 ○学校の新設による統合は行わない。

	<p>○小学校の通学区域は現行の中学校区域内を基本とするが、地域の実情に応じて中学校区域を越えることができるものとする。</p> <p>○小中学校の学校施設長寿命化計画との整合性を図る。</p>
小中一貫教育（義務教育学校）の導入	<p>地理的条件等により通学区域の見直しや統合困難な場合若しくは通学区域の見直しや学校の統合を行っても適正規模を確保することができない場合は、進学する中学校や施設一体型、施設分離型にするのかなどを考慮したうえで小中一貫教育としての小中一貫校や義務教育学校の導入を推進するものとします。なお、併せて小規模特認校の指定の推進もできるものとします。</p> <p>小中一貫校とは、小学校は小学校、中学校は中学校というそれぞれの教育活動を実施する中で、お互いが様々な連携を取りながら教育課程を工夫していく学校。</p> <p>義務教育学校とは、一人の校長が小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、1年生から9年生までが在籍する学校。</p>
小規模特認校の指定	<p>地理的条件等により通学区域の見直しや統合困難な場合若しくは通学区域の見直しや学校の統合を行っても適正規模を確保することができない場合は、小規模特認校の指定を推進するものとします。なお、併せて小中一貫教育の導入の推進もできるものとします。</p> <p>小規模特認校とは、学校選択制の一つである特認校制を小規模校において実施するもので、少人数での教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うことができ、通学区域に関係なく市内全域から就学可能で、その学校だけの特色ある教育カリキュラムを行うことができます。</p>

**【適正配置の実施にあたっての配慮すべき事項】**

- 適正配置によって遠距離通学になる場合にあっては、通学手段の確保も重要な課題となることから、必要に応じてスクールバスの導入等も検討する。
- 学校はそれぞれの地域の歴史やコミュニティと深い結びつきを持っていることから、適正配置の実施にあたっては、地域の実情やかわり、種々の問題点などを考慮し、地域住民の十分な理解と協力を求める必要がある。
- 旧市町の中で配置を考えるばかりでなく、笠間市全体として適正な配置となるよう配慮することも必要である。

**(2) 茨城県及び国における基準**

茨城県や国における基準は、次のとおりとしています。

**【県及び国の適正規模（参考）】**

学校種別	茨城県基準		国基準	
	学級数	1学級あたりの児童生徒数	学級数	1学級あたりの児童生徒数
小学校	12学級以上 (6学年×2学級)	40人 (令和5年度において、 第1～4学年は35人)	12学級以上 18学級以下	35人 (令和5年度において、 第5～6学年は40人)
中学校	9学級以上 (3学年×3学級)	40人	12学級以上 18学級以下	40人

また、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、上記学級数を下回る小・中学校への対応の目安等を以下のとおりとしています。

**【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安（参考）】**

学級数	対応
小学校1～5学級 中学校1～2学級	学校全体の児童生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

小学校 6 学級 中学校 3 学級	一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童生徒数に大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
小学校 7～8 学級 中学校 4～5 学級	学校全体及び各学年の児童生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童生徒数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、【小学校 6 学級、中学校 3 学級】の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
小学校 9～11 学級 中学校 6～8 学級	学校全体及び各学年の児童生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
中学校 9～11 学級	教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

### 【通学距離、通学時間による考え方（参考）】

通学距離	小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内 通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定すること。
通学時間	適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行う。

### ◆小規模校のメリット、デメリットについて

義務教育段階の学校の果たす役割は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、国では小規模校のメリット、デメリット、デメリットの緩和策を次のとおりとしています。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数を生かした指導の充実</li> <li>・特色あるカリキュラム編成等</li> <li>・保護者や地域と連携した効果的な教育活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級数が少ないことによる学校運営上の課題</li> <li>・複式学級となる場合の課題</li> <li>・教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題</li> <li>・学校運営上の課題が児童生徒に与える影響</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">デメリットの緩和策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保</li> <li>・切磋琢磨する態度、向上心を高める方策</li> <li>・教職員体制の整備等</li> <li>・リソースの有効活用</li> </ul>

# 第3章 適正規模・適正配置の検証

## (1) 令和16年度における各学校の将来推計

「第1章(2)児童生徒数と学級数の将来推計値」に、「第2章(1)本市の適正規模、適正配置の基本方針」を当てはめると、令和16年度における市内各校の状況は下表右欄となります。

【小・中・義務教育学校児童生徒数の令和5年度実数と令和16年度将来推計】

小学校	令和5年度実数							令和16年度将来推計							備考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
笠間小学校	児童数 98 学級数 (3)	120 (4)	112 (4)	107 (3)	115 (4)	126 (4)	678 (22)	56 (2)	57 (2)	58 (2)	60 (2)	63 (3)	61 (3)	355 (14)	H27統合済
稲田小学校	児童数 26 学級数 (1)	17 (1)	21 (1)	37 (1)	30 (1)	44 (2)	175 (7)	11 (1)	11 (1)	11 (1)	12 (1)	12 (1)	13 (1)	70 (6)	
みなみ学園義務教育学校(前期課程)	児童数 27 学級数 (1)	20 (1)	18 (1)	23 (1)	23 (1)	23 (1)	134 (6)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	9 (1)	7 (1)	48 (4)	小規模特認校
栄戸小学校	児童数 30 学級数 (1)	41 (2)	40 (2)	24 (1)	40 (1)	44 (2)	219 (9)	21 (1)	22 (1)	22 (1)	23 (1)	24 (1)	23 (1)	135 (6)	
友部小学校	児童数 92 学級数 (3)	144 (4)	114 (4)	115 (4)	104 (3)	104 (3)	673 (21)	76 (3)	77 (3)	79 (3)	82 (3)	86 (3)	96 (4)	496 (19)	
北川根小学校	児童数 41 学級数 (2)	39 (2)	43 (2)	37 (2)	43 (2)	44 (2)	247 (12)	31 (2)	32 (2)	32 (2)	34 (2)	35 (2)	29 (1)	193 (11)	
大原小学校	児童数 20 学級数 (1)	22 (1)	18 (1)	21 (1)	20 (1)	14 (1)	115 (6)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	9 (1)	9 (1)	50 (5)	
友部第二小学校	児童数 97 学級数 (3)	91 (3)	94 (3)	92 (3)	90 (3)	86 (2)	550 (17)	50 (2)	51 (2)	52 (2)	54 (2)	56 (2)	62 (3)	325 (13)	
岩間第一小学校	児童数 47 学級数 (2)	44 (2)	47 (2)	51 (2)	52 (2)	50 (2)	291 (12)	29 (1)	30 (1)	30 (1)	31 (2)	33 (2)	16 (1)	169 (8)	
岩間第二小学校	児童数 12 学級数 (1)	14 (1)	21 (1)	18 (1)	15 (1)	19 (1)	99 (6)	9 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	11 (1)	10 (1)	60 (6)	
岩間第三小学校	児童数 32 学級数 (1)	35 (1)	40 (2)	30 (1)	43 (2)	43 (2)	223 (9)	21 (1)	22 (1)	22 (1)	23 (1)	24 (1)	18 (1)	130 (6)	
合計	児童数 522 学級数 (19)	587 (22)	568 (23)	555 (20)	575 (21)	597 (22)	3,404 (127)	320 (16)	328 (16)	332 (14)	345 (17)	362 (18)	344 (17)	2,031 (98)	
中学校	1年	2年	3年				計	1年	2年	3年				計	備考
笠間中学校	児童数 150 学級数 (5)	137 (4)	121 (4)				408 (13)	70 (2)	71 (3)	74 (3)				215 (8)	H27統合済
稲田中学校	児童数 33 学級数 (1)	49 (2)	37 (1)				119 (4)	19 (1)	14 (1)	18 (1)				51 (3)	
みなみ学園義務教育学校(後期課程)	児童数 15 学級数 (1)	26 (1)	7 (1)				48 (3)	10 (1)	10 (1)	7 (1)				27 (3)	小規模特認校
友部中学校	児童数 200 学級数 (6)	168 (5)	171 (5)				539 (16)	145 (5)	134 (4)	142 (5)				421 (14)	
友部第二中学校	児童数 111 学級数 (3)	135 (4)	103 (3)				349 (10)	105 (3)	104 (3)	100 (3)				309 (9)	
岩間中学校	児童数 101 学級数 (3)	101 (3)	118 (3)				320 (9)	77 (3)	76 (3)	79 (3)				232 (9)	
合計	児童数 610 学級数 (19)	616 (19)	557 (17)				1,783 (55)	426 (15)	409 (15)	420 (16)				1,255 (46)	

☐: 複式学級(小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下)が予想される学級

☐: 適正規模(小学校で12~18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人)に満たないと予想される学校

☐: 適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し(小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合)が必要と予想される学校

推計から、小学校は11校中7校が適正規模に満たない、うち3校は適正配置の見直しが必要と予想され、中学校は6校中2校が適正規模に満たない、うち1校は適正配置の見直しが必要と予想されます。なお、小規模特認校のみなみ学園(前期課程)では複式学級が予想され、児童を確保していく取り組みが必要です。

適正配置にあたっては、第2章の適正規模、適正配置の基本方針のほか、次で示す学校施設等の整備・管理と併せて見直す必要があります。また、持ち上がりの新入児童生徒を待つだけでなく、自ら新入児童生徒を獲得する私立学校のように、特色を持った小規模特認校の指定などにより、学校経営として児童生徒を確保していく取り組みが必要です。

## (2) 学校施設の現状

笠間市の学校施設については、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築されたものが大半を占めています。これらの施設は建築後40年以上が経過し、耐震化は施されているものの、老朽化が進行しています。

学校施設を将来にわたり安全・安心に使い続けるため、平成3年3月に「笠間市学校施設長寿命化計画」を策定しています。

学校施設等の物理的な耐用年数は、「適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度（学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成27（2015）年4月 文部科学省）」とされている。

長寿命化改修を実施し、建物の使用年数を築80年まで延長することを前提に、文部科学省の解説書に基づき算出した場合、今後40年間の維持・更新コストは、総額で約524億円（約13億円/年）が必要になると試算され、過去5年間の施設関連経費の平均は約2.8億円であることから、過去の施設関連経費の約4.7倍と、これまでの費用を大幅に超過するコストの発生が見込まれています。

このことから、財政状況を踏まえ、長寿命化を実施する施設の選択や優先順位を検討し、改修等を計画的に実施していくことが必要とされています。

### 【劣化状況評価結果一覧】

A : 概ね良好    C : 広範囲に劣化  
B : 部分的に劣化    D : 早急に対応する必要がある

通し番号	施設名	建物名	建物基本情報							構造躯体の健全性					劣化状況評価					健全度 順位			
			用途区分		構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		耐震安全性			長寿命化判定		屋根・ 外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点 満点)				
			学校 種別	建物 用途				西暦	和暦	基準	診断	補強	調査 年度	圧縮 強度 (N/㎡)							試算上 の 区分		
1	笠間小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	3	1,580	1975	S50	48	旧	済	済	H20	22.3	長寿命	C	C	C	B	B	49	6
2	笠間小学校	管理教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,565	1980	S55	43	旧	済	済	H20	17.7	長寿命	C	B	C	B	B	59	20
3	笠間小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	2	2,426	1980	S55	43	旧	済	-	H20	19.6	長寿命	C	C	C	B	B	49	6
4	笠間小学校	体育館	小学校	体育館	RC	1	1,215	1992	H4	31	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	B	B	B	65	28
5	稲田小学校	管理・特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	1,781	1979	S54	44	旧	済	-	H22	23.2	長寿命	B	C	C	B	C	47	4
6	稲田小学校	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,099	1979	S54	44	旧	済	済	H22	17	長寿命	B	C	C	B	C	47	4
7	稲田小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	1	880	1979	S54	44	旧	済	済	H23	24.3	長寿命	B	C	C	C	C	43	3
8	六戸小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	3	3,047	1977	S52	46	旧	済	済	H21	17.3	長寿命	B	B	C	C	C	58	13
9	六戸小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	3	592	1991	H3	32	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
10	六戸小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	866	1972	S47	51	旧	済	済	H23	-	長寿命	B	C	C	C	C	58	13
11	友部小学校	普通教室棟	小学校	校舎	RC	2	1,106	1972	S47	51	旧	済	済	H9	19.3	長寿命	C	C	B	B	B	62	26
12	友部小学校	管理・特別教室・普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,514	1973	S48	50	旧	済	済	H8	19.3	長寿命	C	C	C	B	B	49	6
13	友部小学校	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	1,690	1973	S48	50	旧	済	済	H9	19.3	長寿命	C	C	B	B	B	62	26
14	友部小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	1,137	1973	S48	50	旧	済	-	H9	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
15	北川根小学校	校舎	小学校	校舎	RC	1	3,907	1989	H1	34	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	C	C	C	40	1
16	北川根小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	1	999	1989	H1	34	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	C	B	B	52	10
17	大原小学校	校舎	小学校	校舎	RC	3	4,494	2003	H15	20	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91	41
18	大原小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	868	1990	H2	33	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
19	友部第二小学校	管理・特別・教室棟	小学校	校舎	RC	3	3,568	1979	S54	44	旧	済	済	H22	17.9	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
20	友部第二小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	1,002	1980	S55	43	旧	済	済	H21	-	長寿命	B	B	C	C	C	53	13
21	岩間第一小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	3	4,818	1982	S57	41	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	81	39
22	岩間第一小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	1,194	1974	S49	49	旧	済	済	H24	-	長寿命	B	B	A	A	A	91	41
23	岩間第二小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,414	1986	S61	37	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	C	B	B	49	6
24	岩間第二小学校	教室棟	小学校	校舎	RC	2	675	1986	S61	37	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	C	B	B	52	10
25	岩間第二小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	841	1975	S50	48	旧	済	済	H18	-	長寿命	B	B	B	B	B	58	13
26	岩間第三小学校	管理・教室棟	小学校	校舎	RC	3	3,199	1979	S54	44	旧	済	済	H23	24.2	長寿命	B	B	C	B	B	62	23
27	岩間第三小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	1	912	1980	S55	43	旧	済	済	H22	-	長寿命	B	B	C	C	C	53	13
28	笠間中学校	管理・教室棟	中学校	校舎	RC	4	3,466	1977	S52	46	旧	済	済	H21	23.1	長寿命	C	B	C	B	B	59	20
29	笠間中学校	特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	1,605	1977	S52	46	旧	済	済	H21	25.6	長寿命	C	B	C	B	B	59	20
30	笠間中学校	技術教室棟	中学校	校舎	S	1	425	1977	S52	46	旧	済	済	H21	14.8	長寿命	B	B	C	C	C	58	13
31	笠間中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	1,578	1977	S52	46	旧	済	済	H23	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
32	稲田中学校	管理教室棟	中学校	校舎	RC	4	3,563	1979	S54	44	旧	済	済	H24	23.8	長寿命	B	B	C	B	B	62	23
33	稲田中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	1	1,222	2006	H18	17	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91	41
34	友部中学校	普通・特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	5,004	1979	S54	44	旧	済	済	H16	29.2	長寿命	B	C	B	B	B	65	28
35	友部中学校	特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	1,379	2008	H20	15	新	-	-	-	-	長寿命	A	B	A	A	A	93	44
36	友部中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	2,029	1971	S46	52	旧	済	済	H19	-	長寿命	B	B	C	C	C	53	13
37	友部第二中学校	管理・特別教室棟	中学校	校舎	RC	2	2,009	1986	S61	37	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
38	友部第二中学校	普通・特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	2,720	1986	S61	37	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	C	B	B	62	23
39	友部第二中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	1,650	1987	S62	36	新	-	-	-	-	長寿命	B	C	C	B	A	52	10
40	岩間中学校	校舎	中学校	校舎	RC	3	5,946	2009	H21	14	新	-	-	-	-	長寿命	A	B	B	A	A	84	40
41	岩間中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	1,247	1970	S45	53	旧	済	済	H19	-	長寿命	C	C	C	C	C	40	1
42	みなみ学園義務教育学校	校舎	義務教育学校	校舎	RC	2	1,033	1987	S62	36	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
43	みなみ学園義務教育学校	校舎	義務教育学校	校舎	RC	3	987	1987	S62	36	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30
44	みなみ学園義務教育学校	体育館	義務教育学校	体育館	RC	2	859	1988	S63	35	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	30

※「築年数」における基準年は、令和5（2023）年としています。

「健全度順位」は点数の低いほうからの順位とし、参考として10位までを色付けしています。

### (3) スケジュール

		スケジュール	事務手続き
令和6年度	4月	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育委員会としての方針の検討・決定</li> <li>◆第2期基本計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆政調・庁議報告</li> <li>◆議会報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期基本計画の報告</li> </ul> </li> <li>◆広聴                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント</li> </ul> </li> <li>◆教育委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期基本計画の議決</li> </ul> </li> <li>◆広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期基本計画の広報</li> </ul> </li> </ul>
	5月		
令和6～7年度	9月	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育委員会から学区審議会へ学校適正配置に関する諮問、学区審議会の発足</li> <li>◆学区審議会から教育委員会へ第2期実施計画に関する答申</li> <li>◆市民・保護者説明会</li> <li>◆学区審議会の答申を指針とし、市民・保護者の意見調整を基に、庁内組織による第2期実施計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学区審議会委員の委嘱</li> <li>・第2期実施計画の議決</li> </ul> </li> <li>◆広聴                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント</li> </ul> </li> <li>◆議会報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期実施計画の報告</li> </ul> </li> <li>◆広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期実施計画の広報</li> </ul> </li> </ul>
	10月		
令和7年度～		 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆第2期実施計画に基づく学校間・地域間の調整、準備委員会の発足</li> <li>◆教育環境・施設環境の充実</li> <li>◆教育方針と学校運営方針の調整</li> <li>◆特色を持った特認校設置に向けた調整</li> <li>◆連携教育の実施方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備委員会委員の委嘱</li> </ul> </li> <li>◆議会上程                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・統廃合が行われる場合は、学校設置条例の改正</li> </ul> </li> <li>◆県教育委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育学校の設置、統廃合が行われる場合は、設置廃止等の届出</li> </ul> </li> <li>◆広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況を随時公表</li> </ul> </li> </ul>

- ◆基本計画：笠間市立学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を示すもので、教育委員会が策定します。
- ◆実施計画：具体的な再編計画や学区の見直し、遠距離通学対策などを明示したもので、策定に当たっては、地域の実情や問題点について地域・保護者と十分な話し合いを行う必要があります。
- ◆準備・実施：学校の再編が行われる場合、通学方法や通学路の調整、保護者や地域の要望の把握のほか、児童生徒・保護者間の交流事業等を順次行い、円滑な学校の再編に向けた学校間・地域間の連携を図るものです。

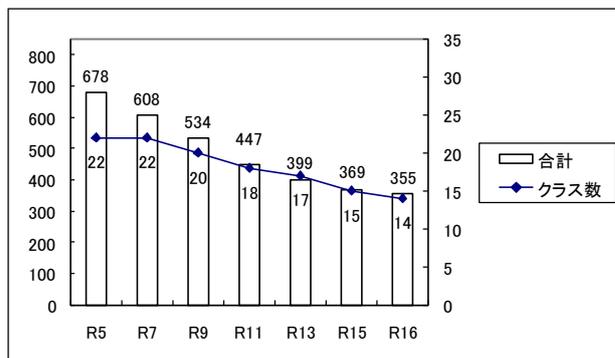
#### (4) 小・義務教育学校の令和5年度実数と将来推計

各校の児童数の将来推計について、令和6年度から令和11年までの小学1年生の児童数は住民基本台帳を基に算出し、令和12年度からの小学1年生の児童数は令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計値を基に算出しました。また、学級数は第2章(1)で定めた基本方針を基に算出しました。

##### 笠間小学校（進学先：笠間中学校）

令和16年度には現在と比べ約48%の児童数の減少が予想されるが、適正規模を維持できると見込まれる。

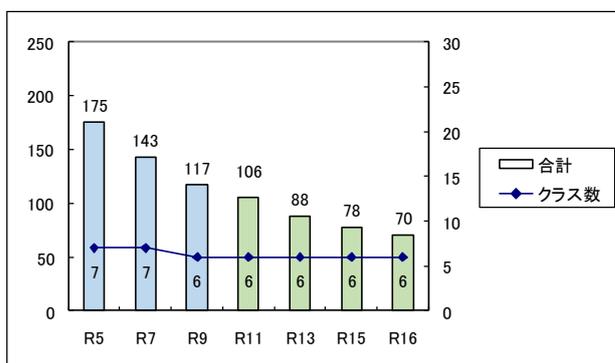
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	98	83	71	61	60	57	56
2年生	120	88	74	70	63	58	57
3年生	112	98	83	71	61	60	58
4年生	107	120	88	74	70	63	60
5年生	115	112	98	83	71	61	63
6年生	126	107	120	88	74	70	61
合計	678	608	534	447	399	369	355
学級数	22	22	20	18	17	15	14



##### 稲田小学校（進学先：稲田中学校）

現時点において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約60%の児童数の減少が予想される。また、新入生18人に満たない状況が令和11年度から見込まれ、適正配置の見直しが必要である。

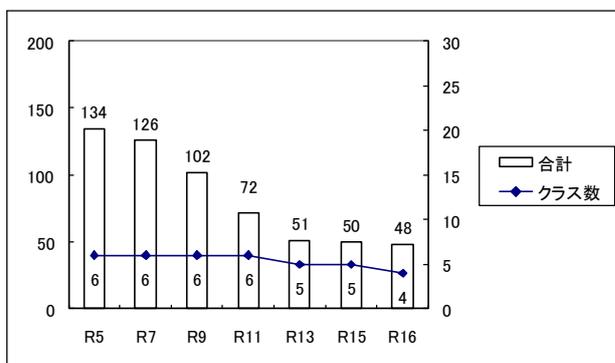
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	26	22	14	13	12	11	11
2年生	17	20	18	19	12	11	11
3年生	21	26	22	14	13	12	11
4年生	37	17	20	18	19	12	12
5年生	30	21	26	22	14	13	12
6年生	44	37	17	20	18	19	13
合計	175	143	117	106	88	78	70
学級数	7	7	6	6	6	6	6



##### みなみ学園義務教育学校（前期課程）（進学先：みなみ学園義務教育学校（後期課程））

令和16年度には現在と比べ約64%の児童数の減少が予想される。平成29年度に小規模特認校として指定した。また、複式学級となり得る状況が予想されるため、児童を確保していく取り組みが必要である。

	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	27	17	10	7	8	8	8
2年生	20	21	7	10	9	8	8
3年生	18	27	17	10	7	8	8
4年生	23	20	21	7	10	9	9
5年生	23	18	27	17	10	7	9
6年生	23	23	20	21	7	10	7
合計	134	126	102	72	51	50	48
学級数	6	6	6	6	5	4	4

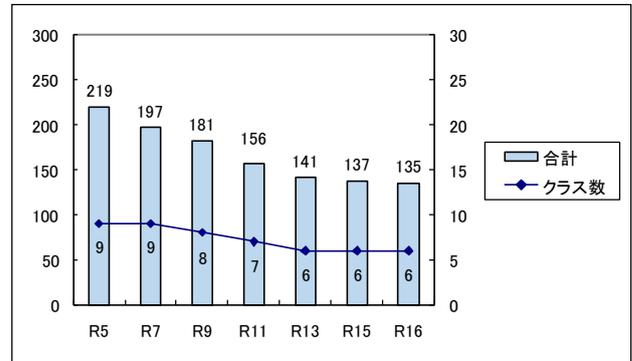


- ：複式学級（小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下）が予想される学級
- ：適正規模（小学校で12～18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人）に満たないと予想される学校
- ：適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し（小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合）が必要と予想される学校

### 央戸小学校（進学先：友部中学校）

現時点において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約38%の児童数の減少が予想されるが、当面1クラス18人以上を確保できると見込まれることから注意して経過を観察する。

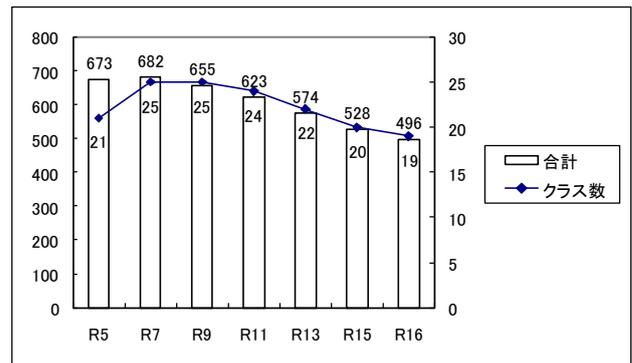
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	30	32	27	23	23	22	21
2年生	41	30	21	23	24	22	22
3年生	40	30	32	27	23	23	22
4年生	24	41	30	21	23	24	23
5年生	40	40	30	32	27	23	24
6年生	44	24	41	30	21	23	23
合計	219	197	181	156	141	137	135
学級数	9	9	8	7	6	6	6



### 友部小学校（進学先：友部中学校、友部第二中学校）

令和16年度には現在と比べ約26%の児童数の減少が予想されるが、適正規模を維持できると見込まれる。

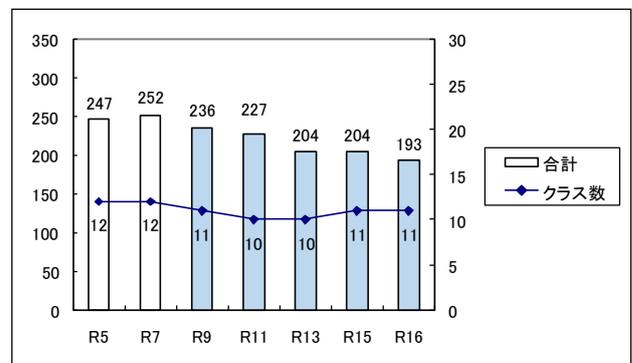
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	92	101	97	96	82	77	76
2年生	144	116	105	108	86	79	77
3年生	114	92	101	97	96	82	79
4年生	115	144	116	105	108	86	82
5年生	104	114	92	101	97	96	86
6年生	104	115	144	116	105	108	96
合計	673	682	655	623	574	528	496
学級数	21	25	25	24	22	20	19



### 北川根小学校（進学先：友部第二中学校）

令和8年度から適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約22%の児童数の減少が予想されるが、当面1クラス18人以上を確保できると見込まれることから注意して経過を観察する。

	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	41	46	40	29	34	32	31
2年生	39	46	24	42	35	32	32
3年生	43	41	46	40	29	34	32
4年生	37	39	46	24	42	35	34
5年生	43	43	41	46	40	29	35
6年生	44	37	39	46	24	42	29
合計	247	252	236	227	204	204	193
学級数	12	12	11	10	10	11	11

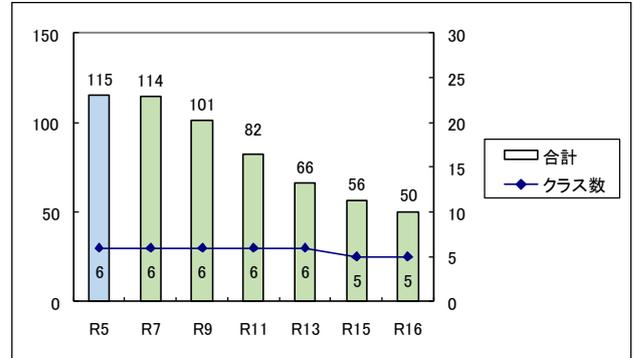


- ：複式学級（小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下）が予想される学級
- ：適正規模（小学校で12～18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人）に満たないと予想される学校
- ：適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し（小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合）が必要と予想される学校

### 大原小学校（進学先：友部中学校）

現時点において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約57%の児童数が減少し、複式学級となり得る状況が予想される。また、新入生18人に満たない状況が令和6年度から見込まれ、適正配置の見直しが必要である。

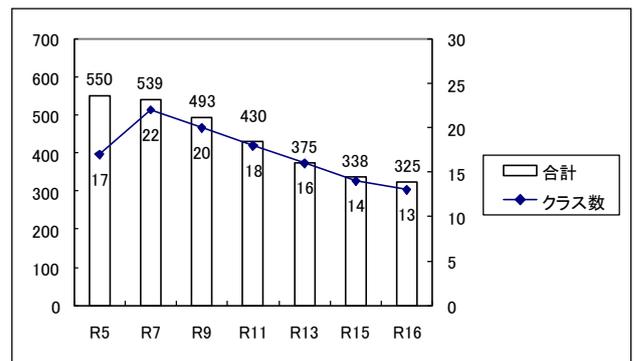
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	20	17	10	9	8	8	8
2年生	22	16	16	14	9	8	8
3年生	18	20	17	10	9	8	8
4年生	21	22	16	16	14	9	8
5年生	20	18	20	17	10	9	9
6年生	14	21	22	16	16	14	9
合計	115	114	101	82	66	56	50
学級数	6	6	6	6	6	5	5



### 友部第二小学校（進学先：友部中学校、友部第二中学校）

令和16年度には現在と比べ約41%の児童数の減少が予想されるが、適正規模を維持できると見込まれる。

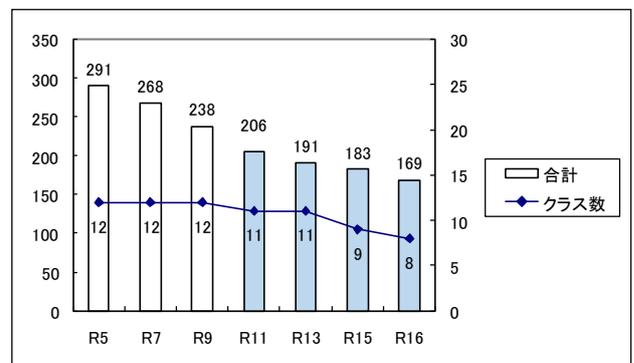
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	97	84	64	62	54	51	50
2年生	91	81	76	63	56	52	51
3年生	94	97	84	64	62	54	52
4年生	92	91	81	76	63	56	54
5年生	90	94	97	84	64	62	56
6年生	86	92	91	81	76	63	62
合計	550	539	493	430	375	338	325
学級数	17	22	20	18	16	14	13



### 岩間第一小学校（進学先：岩間中学校）

令和11年度から適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約42%の児童数の減少が予想されるが、当面1クラス18人以上を確保できると見込まれることから注意して経過を観察する。

	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	47	41	37	16	31	30	29
2年生	44	38	31	43	33	30	30
3年生	47	47	41	37	16	31	30
4年生	51	44	38	31	43	33	31
5年生	52	47	47	41	37	16	33
6年生	50	51	44	38	31	43	16
合計	291	268	238	206	191	183	169
学級数	12	12	12	11	11	9	8

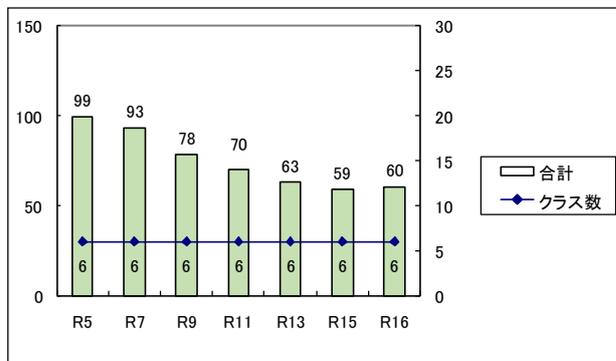


- 複式学級（小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下）が予想される学級
- 適正規模（小学校で12～18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人）に満たないと予想される学校
- 適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し（小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合）が必要と予想される学校

### 岩間第二小学校（進学先：岩間中学校）

現時点において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約39%の児童数の減少が予想される。また、新入生18人に満たない状況が今後も見込まれ、適正配置の見直しが必要である。

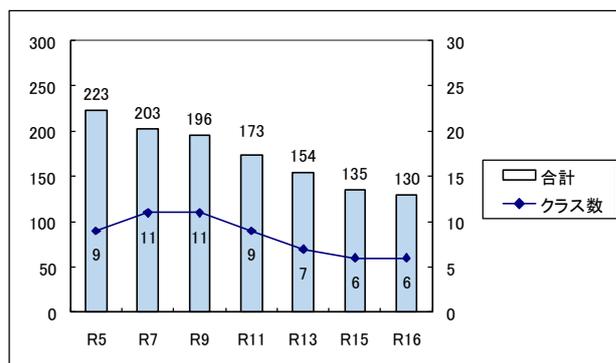
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	12	14	12	10	10	10	9
2年生	14	14	12	8	11	10	10
3年生	21	12	14	12	10	10	10
4年生	18	14	14	12	8	11	10
5年生	15	21	12	14	12	10	11
6年生	19	18	14	14	12	8	10
合計	99	93	78	70	63	59	60
学級数	6	6	6	6	6	6	6



### 岩間第三小学校（進学先：岩間中学校）

現時点において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約42%の児童数の減少が予想されるが、当面1クラス18人以上を確保できると見込まれることから注意して経過を観察する。

	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	32	33	27	18	23	22	21
2年生	35	33	36	26	24	22	22
3年生	40	32	33	27	18	23	22
4年生	30	35	33	36	26	24	23
5年生	43	40	32	33	27	18	24
6年生	43	30	35	33	36	26	18
合計	223	203	196	173	154	135	130
学級数	9	11	11	9	7	6	6

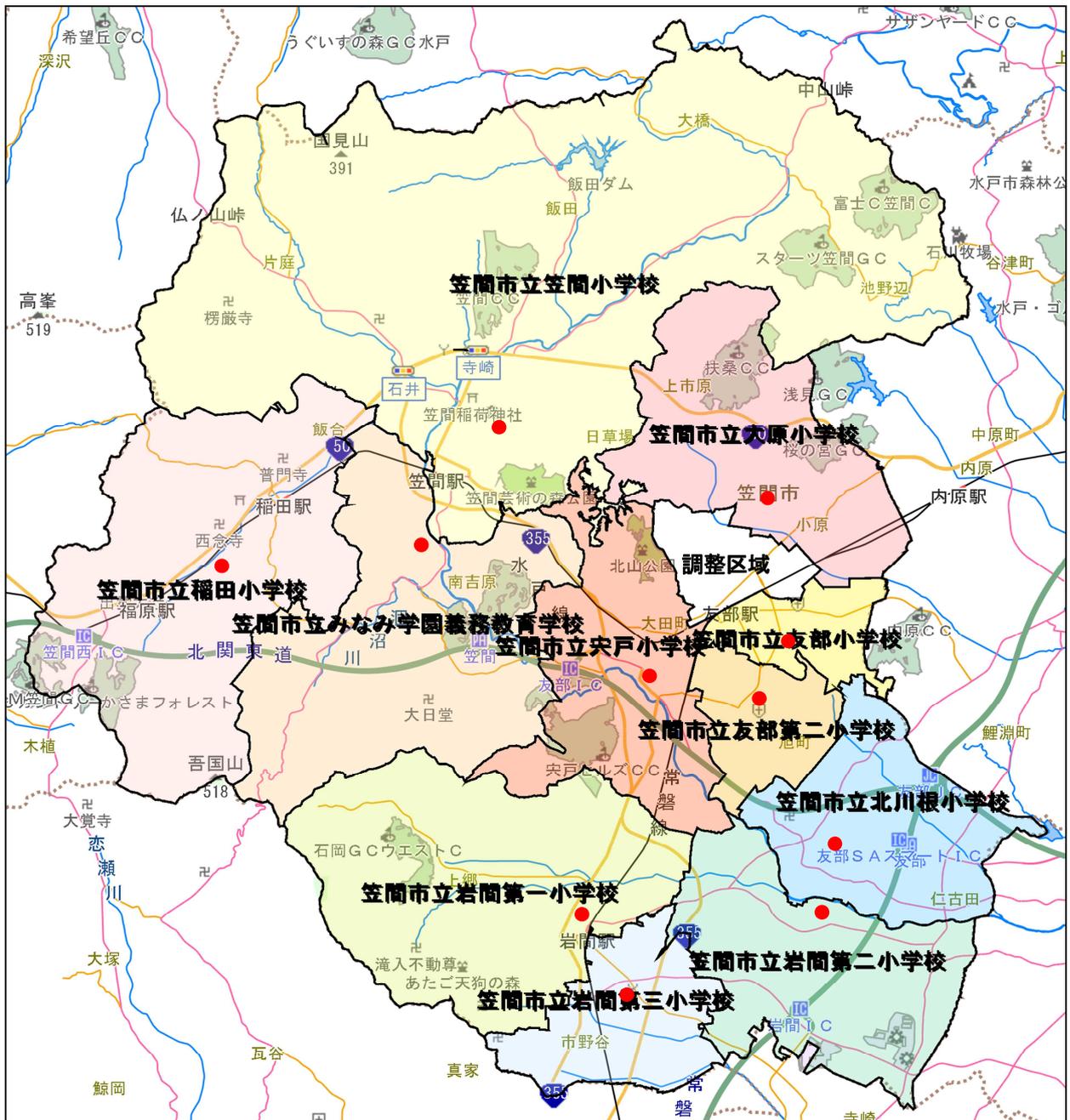


- : 複式学級（小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下）が予想される学級
- : 適正規模（小学校で12～18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人）に満たないと予想される学校
- : 適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し（小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合）が必要と予想される学校

**【現在の小学校及び義務教育学校の通学区域(参考)】**

市内には小学校が10校、義務教育学校(前期課程)が1校ある。地区別には笠間地区に3校、友部地区に5校、岩間地区に3校あり、それぞれの通学区域は「笠間市立小中学校学区に関する規則」で定めている。

笠間地区(3校)	友部地区(5校)	岩間地区(3校)
笠間小学校 みなみ学園義務教育学校 稲田小学校	宍戸小学校 友部小学校 北川根小学校 大原小学校 友部第二小学校	岩間第一小学校 岩間第二小学校 岩間第三小学校



※友部駅以北の調整区域の通学校は、友部小学校・大原小学校のいずれかを選択することができる。

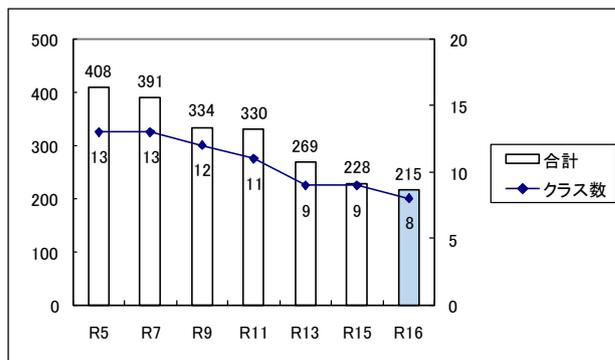
## (5) 中・義務教育学校の令和5年度実数と将来推計

各校の生徒数の将来推計について、令和6年から令和16年までの中学1年生の生徒数は住民基本台帳を基に算出した。また、学級数は第2章(1)で定めた基準を基に算出した。

### 笠間中学校

令和16年度において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約47%の生徒数の減少が予想されるが、当面各学年で短学級にはならないと見込まれることから注意して経過を観察する。

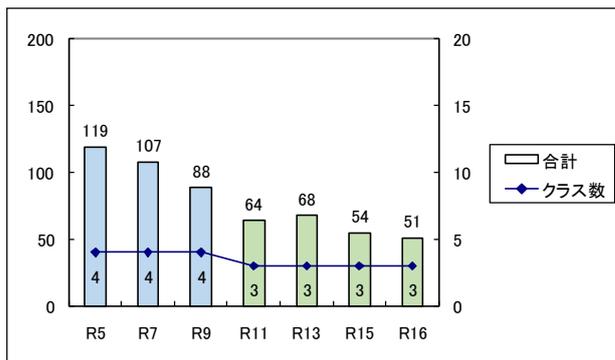
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	150	115	112	98	83	71	70
2年生	137	126	107	120	88	74	71
3年生	121	150	115	112	98	83	74
合計	408	391	334	330	269	228	215
学級数	13	13	12	11	9	9	8



### 稲田中学校

現時点において適正規模を満たしておらず、さらに令和16年度には現在と比べ約57%の児童数の減少が予想される。また、各学年で単学級となる状況が令和11年度から見込まれ、適正配置の見直しが必要である。

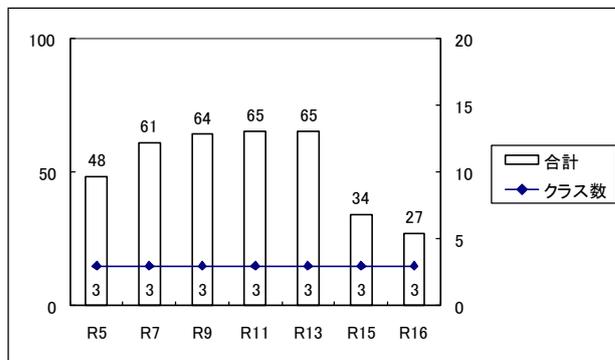
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	33	30	21	26	22	14	19
2年生	49	44	37	17	20	18	14
3年生	37	33	30	21	26	22	18
合計	119	107	88	64	68	54	51
学級数	4	4	4	3	3	3	3



### みなみ学園義務教育学校(後期課程)

令和16年度には現在と比べ約48%の生徒数の減少が予想される。平成29年度に小規模特認校として指定した。

	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1年生	15	23	18	27	17	10	10
2年生	26	23	23	20	21	7	10
3年生	7	15	23	18	27	17	7
合計	48	61	64	65	65	34	27
学級数	3	3	3	3	3	3	3

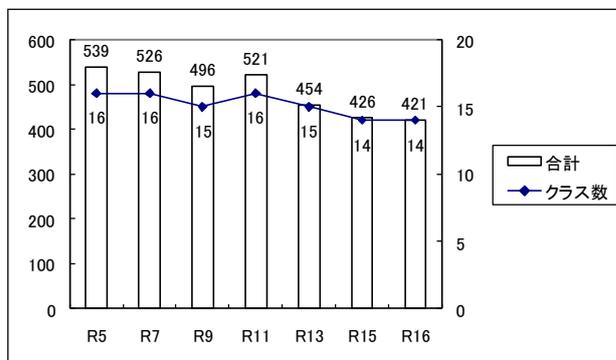


- : 複式学級(小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下)が予想される学級
- : 適正規模(小学校で12~18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人)に満たないと予想される学校
- : 適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し(小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合)が必要と予想される学校

### 友部中学校

令和 16 年度には現在と比べ約 22%の生徒数の減少が予想されるが、適正規模を維持できると見込まれる。

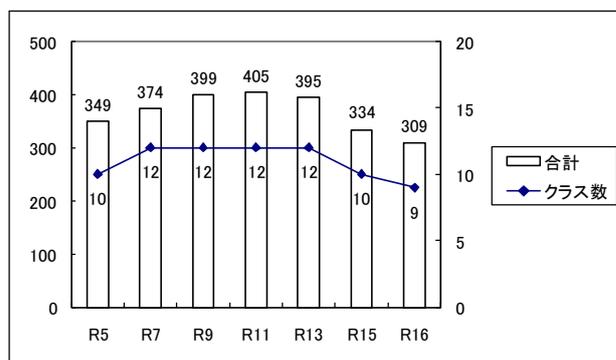
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1 年生	200	164	172	142	150	134	145
2 年生	168	162	160	207	162	142	134
3 年生	171	200	164	172	142	150	142
合計	539	526	496	521	454	426	421
学級数	16	16	15	16	15	14	14



### 友部第二中学校

令和 16 年度には現在と比べ約 11%の生徒数の減少が予想されるが、適正規模を維持できると見込まれる。

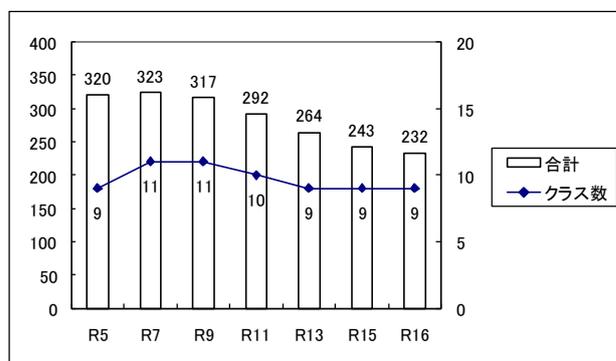
	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1 年生	111	133	137	138	130	104	105
2 年生	135	130	129	130	127	100	104
3 年生	103	111	133	137	138	130	100
合計	349	374	399	405	395	334	309
学級数	10	12	12	12	12	10	9



### 岩間中学校

令和 16 年度には現在と比べ約 28%の生徒数の減少が予想されるが、適正規模を維持できると見込まれる。

	R5	R7	R9	R11	R13	R15	R16
1 年生	101	110	108	91	88	76	77
2 年生	101	112	99	93	85	79	76
3 年生	118	101	110	108	91	88	79
合計	320	323	317	292	264	243	232
学級数	9	11	11	10	9	9	9

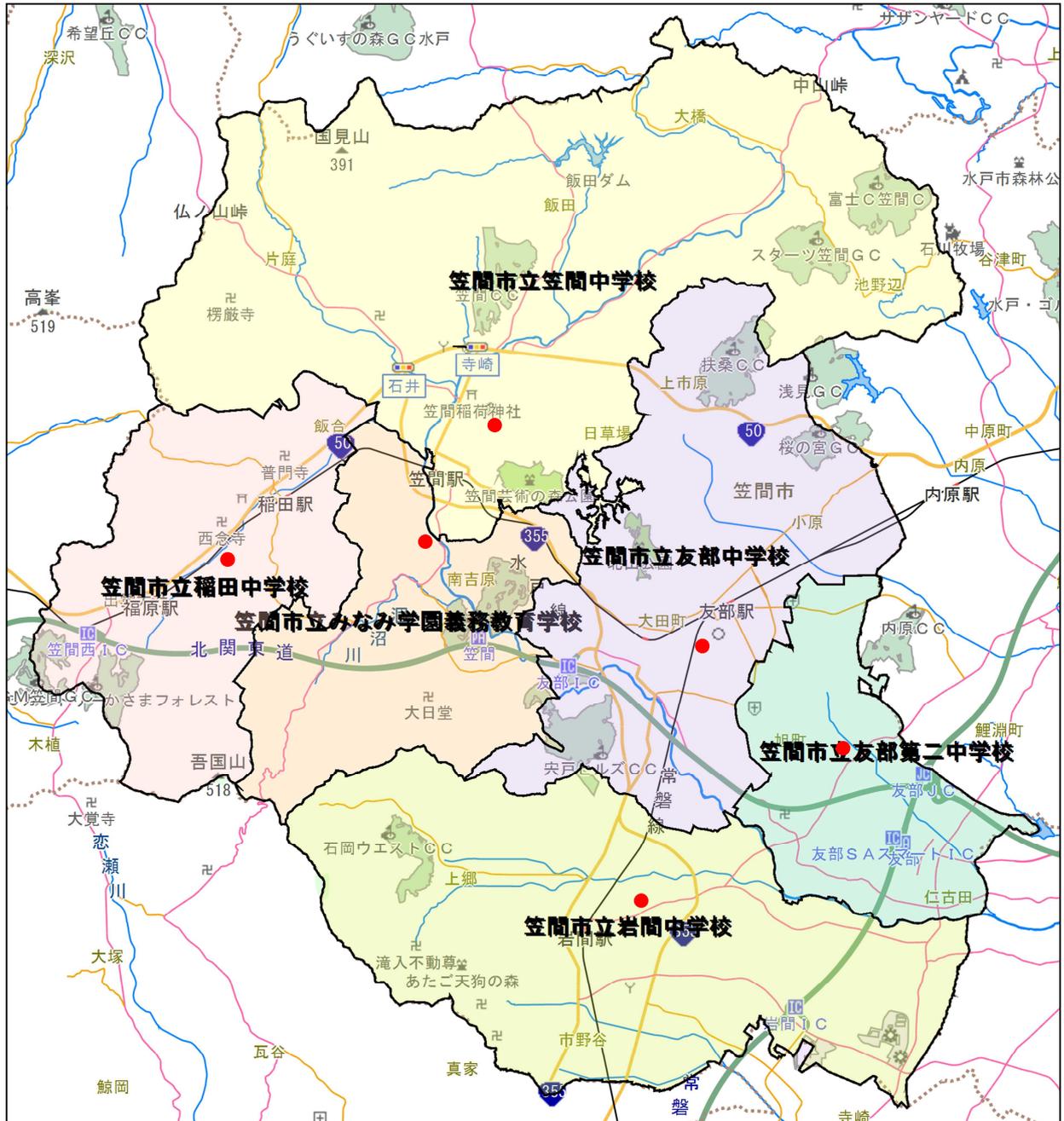


- : 複式学級（小学校は2つの学年で16人以下、1年生を含む場合は8人以下、中学校は2つの学年で8人以下）が予想される学級
- : 適正規模（小学校で12～18学級・1学級最大30人、中学校で9学級以上・1学級最大35人）に満たないと予想される学校
- : 適正規模に満たない、かつ適正配置の見直し（小学校で新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も新入児童数が18人に達しないと判断された場合、中学校ですべての学年で単学級となり、それ以降も単学級の状態が続くと判断された場合）が必要と予想される学校

**【現在の中学校及び義務教育学校の通学区域（参考）】**

市内には中学校が5校、義務教育学校（後期課程）が1校ある。地区別には笠間地区に3校、友部地区に2校、岩間地区に1校あり、それぞれの通学区域は「笠間市立小中学校学区に関する規則」で定めている。

笠間地区（3校）	友部地区（2校）	岩間地区（1校）
笠間中学校 みなみ学園義務教育学校 稲田中学校	友部中学校 友部第二中学校	岩間中学校



## 市立小中学校通学区域の見直しに伴う検討事項について

## 1. 諮問理由

令和5年度の笠間市の児童生徒数はピーク時の5割を下回っており、今後も児童生徒数の減少が予想されます。また、学校施設についても市内小中学校16校のうち12校が建築後40年以上を経過し、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、最適な学校教育の在り方や学校規模を検討することが求められている。

以上のことから、市立小中学校の通学区域の適正化を図るため、学区審議会への意見を求めるもの。

## 2. 「第2期笠間市立適正規模・適正配置基本計画」に基づく基本的な考え方

通学区域の適正化を図るとともに、地域社会との連携に配慮する。

(1) 「基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保するよう検討する。

- ・ 小学校の適正規模 ⇒ 12学級～18学級（1学年あたり2～3学級）  
1学級あたりの児童生徒数 最大30人(平均24人程度)
- ・ 中学校の適正規模 ⇒ 9学級以上学級以下（1学年あたり3学級以上）  
1学級あたりの児童生徒数 最大35人(平均30人程度)

(2) 「基本方針」に基づく、適正な「通学距離」の範囲となるよう検討する。

- ・ 小学校の通学距離 ⇒ 4km以内を基本とし、おおむね1時間以内を目安
  - ・ 中学校の通学距離 ⇒ 6km以内を基本とし、おおむね1時間以内を目安
- ※通学時間については、「おおむね1時間以内を目安」とし、スクールバスの利用等、通学実態の多様化を踏まえることとする。

(3) 「基本方針」に基づく、適正配置の前提条件について

- ①将来にわたる複式学級の解消、②適正規模の確保、③連携教育の推進

## 3. 前回の笠間市立小中学校学区審議会の答申（平成24年）による段階的に実施すべき事項

## 小学校

(1) 将来にわたる複式学級の解消。

◆対象校：大原小 ※みなみ学園は小規模特認校のため対象校とはならない。

(2) 適正配置の見直しについて

① 適正規模に満たないと予想される小学校（第1期統合校は除く）、さらに、新入児童数が20人を下回り、かつ、それ以降の年度も新入児童数が20人に達しないと判断される場合は見直しを実施することが望ましい。

◆対象校：稲田小・宍戸小・岩間一小・岩間二小・岩間三小

② 第1期基本計画では、岩間地区の小学校3校を将来的に2校にすることを目標としているが、場合によっては、将来的に1校にしていくなど、状況に応じて検討を加えていくことが望ましい。

③ 友部地区の調整区域について、学区が明確になるよう再検討する。

具体的には、鴻巣・南友部の通学校は、友部小と大原小のいずれかを選択できる調整区域であることが望ましい。

◆調整区域：原店1・原店2・宿1・宿2・久保・古山・宮前1・宮前2・鴻巣1・このす団地・

県営友部アパート

- ④ 小規模校のデメリットを解消するため、当分の間、学校行事や大会を複数校合同で行う小学校連携教育を実施することが望ましい。

### 中学校

- (1) 第1期基本計画では、笠間地区の中学校を3校以下にすることを目標としているが、適正規模に達しない中学校(第1期統合校は除く)を将来的に笠間中に統合し、中学校を1校していくことが望ましい。この場合、1つの中学校のすべての学年で単学級となった年度であって、かつ、それ以降の年度も単学級の状態が続くものと判断される場合に見直しを開始し、統合の準備が整い次第、できる限り早い時期に実施することが望ましい。

◆対象校：稲田中 ※みなみ学園は小規模特認校のため対象校とはならない。

- (2) 当面、友部中と友部二中への分散進学を解消するための通学区域の見直しは行わず、今後小中併設を進める場合において見直すことが望ましい。

## 4. 検討する視点について

- (1) 児童・生徒数の将来推計を考慮した学校規模について検討を進める。この場合、旧地区単位での見直しにこだわらない。
- (2) 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。ただし、学校の新設は行わないこととする。
- (3) これからの教育にふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- (4) 見直しに伴い、新たな通学路となる場合の危険箇所についても安全性に十分配慮する(踏切、河川等)。
- (5) 子育て世帯や在校生の意見を尊重する。※アンケート調査や各学校運営協議会へ意見聴取
- (6) まちづくりの視点からも、地域のコミュニティ(自治会や子ども会など)にも配慮し、現在の中学校区を基本として検討する。
- (7) 分散進学を解消するため、一つの小学校からは、一つの中学校へ進学することを基本として検討する。
- (8) 通学区域の変更に伴う児童生徒、保護者等の不要な混乱を避けるよう検討する。

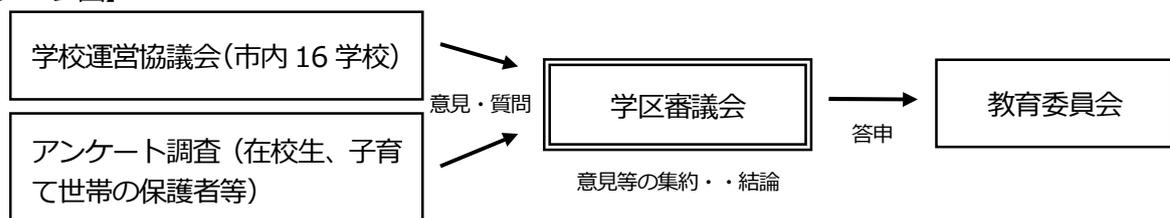
## 5. 適正配置の見直しの方法

- (1) 通学区域の見直し、(2) 学校の統合、(3) 小中一貫教育(義務教育学校)の導入や小規模特認校の指定の方法により、各学校単位での状況を分析し、適正配置の要否を検証していく。

## 6. 学区審議会の進め方について

審議会での検討方法については、在校生や保護者、教職員、市民を対象としたアンケート調査や、市内全学校で設置している学校運営委員会からの意見をまとめ、審議会としての結論を出していく。

【イメージ図】



## アンケート調査等の実施方法について

## 1. 調査の目的

市立小中学校の通学区域の適正化を図るため、児童生徒、保護者、教職員、市民等の分野から幅広く意見・意向を集約し、その結果を答申へ反映するための基礎資料とすることを目的とする。

## 2. アンケート調査の実施方法等

## (1) 調査地域

笠間市全域

## (2) 対象者及び配布・回収方法等

項目	①児童生徒	②保護者	③教職員	④市民
調査対象	市内小学5年・中学 2年・義務教育学校 5,8年の児童生徒	子育て世帯の保護者 (①及び未就学児：年 長生の保護者)	市内小・中・義務教 育学校全教職員 (会計年度任用職員 を除く)	市内に居住する満 18歳以上の男女
対象数	1,169 人 ・小 558 人 ・中 611 人	1,656 人 ・小中 1,169 人 ・年長 487 人	430 人	1,000 人
抽出方法	原則学年全クラス	①及び未就学児：年 長生の保護者全数	全数調査	住民基本台帳によ る無作為抽出
調査方法	学校・保育所・幼稚園等を通じた配布・回収			郵送による調査票 依頼
回答方法	webによる回答			
実施時期	令和6年6月下旬～7月上旬			

※① 児童生徒数 5,125 人のうち対象者 1,169 人 (22.81%)

② 保護者数 6,425 人のうち対象者 1,656 人 (25.77%)

### (3) 調査の内容 (項目抜粋)

- ① 回答者の属性について
  - ・居住する地区
  - ・小中学校名
  - ・学年 (年齢)
  - ・性別
- ② 一定規模の学級数を確保することについて
- ③ 居住地区の小中学校について
  - ・望ましい学校の規模
  - ・学校の存続について
  - ・現在と異なる場所 (学校) と統合した場合
- ④ 学校の通学条件や教育条件について
- ⑤ 複式学級に対する意向について
- ⑥ 小中一貫校に対する意向について
- ⑦ 学区再編について
  - ・通学している学校での課題について
  - ・学校の統廃合を行う際に配慮すべきこと
  - ・学校教育で最も重視してほしいこと
  - ・居住地区の小中学校について、学区再編の必要性

### (4) 集計・分析

回収された調査票を単純集計及びその他必要な集計を行い、集計結果から本市の教育環境に係る現状と課題を分析し結果報告書を作成する。

## 3. 学校運営協議会 (市内全学校) への意見聴取について

---

答申策定の基礎データとして、市内全学校の運営協議会委員により、各学校における教育環境の現状と将来を見据えた学校の在り方について意見を集約して分析する。

## 4. パブリックコメントの実施について

---

より多くの市民の皆さんの意見を参考とするため、市ホームページにおいてパブリックコメントを募集し、寄せられた有益な意見等を答申に取り入れることができるか検討し取りまとめを行う。

○ 各対象者別アンケート項目（共通事項）

●回答者の属性について

問1 あなたの居住する地区をお答えください（単一回答）

- 1 笠間地区
- 2 友部地区
- 3 岩間地区
- 4 わからない

問2 お子さんが通学する（予定を含む。）小中学校名をお答えください（単一回答）

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| 1 笠間小学校    | 11 みなみ学園義務教育学校（前期課程） |
| 2 稲田小学校    | 12 笠間中学校             |
| 3 穴戸小学校    | 13 稲田中学校             |
| 4 友部小学校    | 14 友部中学校             |
| 5 北川根小学校   | 15 友部第二中学校           |
| 6 大原小学校    | 16 岩間中学校             |
| 7 友部第二小学校  | 17 みなみ学園義務教育学校（後期課程） |
| 8 岩間第一小学校  | 18 回答しない             |
| 9 岩間第二小学校  |                      |
| 10 岩間第三小学校 |                      |

問3 お子さんの学年をお答えください（単一回答）

- 1 年長生
- 2 小学5年生
- 3 中学2年生・8年生

問4 あなたの年齢をお答えください（単一回答）

- 1 20代
- 2 30代
- 3 40代
- 4 50代
- 5 60代
- 6 その他
- 7 回答しない

問5 あなたの性別をお答えください(単一回答)

- 1 男性
- 2 女性
- 3 その他
- 4 回答しない

問6 笠間市では、「第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画(令和6年4月策定)」において、一定規模の学級数を確保することを目的に、次の2点を学校統合の基本方針としています。

- (1) 小学校では、1学年2学級以上であること(複式学級が解消される学校規模)
- (2) 中学校では、1学年3学級以上であること(クラス替えが可能で、各教科担任が充足される学校規模)

この2点の基本方針についてのあなたのお考えをお答えください(小・中学校ごとに該当するどれか1つ)

(1) 小学校(1学年2学級以上)について

- 1 賛成できる
- 2 おおむね賛成できる
- 3 あまり賛成できない
- 4 賛成できない

(2) 中学校(1学年3学級以上)について

- 1 賛成できる
- 2 おおむね賛成できる
- 3 あまり賛成できない
- 4 賛成できない

●あなたが住む地域の学校の規模について

問7 小学校の各学年の規模は、どの程度が望ましいですか(単一回答)

- 1 1学級
- 2 2学級
- 3 3学級以上
- 4 複式学級
- 5 わからない
- 6 回答しない

問8 中学校の各学年の規模は、どの程度が望ましいですか(単一回答)

- 1 1学級
- 2 2学級

- 3 3学級以上
- 4 複式学級
- 5 わからない
- 6 回答しない

●あなたが住む地域の学校の存続について

問9 小学校は、各学年の規模がどの程度であれば存続させるべきですか（単一回答）

- 1 1学年2学級以上であれば存続させるべき
- 2 1学年1学級であっても、1学年の平均が18人以上であれば存続させるべき
- 3 複式学級が存在しなければ存続させるべき
- 4 1学年がどんなに少なくても存続させるべき
- 5 わからない
- 6 回答しない

問10 中学校は、各学年の規模がどの程度であれば存続させるべきですか（単一回答）

- 1 1学年4学級以上であれば存続させるべき
- 2 1学年3学級以上であれば存続させるべき
- 3 クラス替えができる1学年2学級以上であれば存続させるべき
- 4 1学年1学級であっても、1学年の平均が18人以上であれば存続させるべき
- 5 複式学級が存在しなければ存続させるべき
- 6 1学年がどんなに少なくても存続させるべき
- 7 わからない
- 8 回答しない

●あなたが住む地域の学校が現在と異なる場所（学校）と統合した場合について

問11 小学校に徒歩で通学する場合の通学距離は、最大で何kmまでが適当と考えますか（単一回答）

- 1 2km以内
- 2 3km以内
- 3 4km以内
- 4 5km以内
- 5 5km超
- 6 わからない
- 7 回答しない

問 12 小学校でスクールバスが運行されることになった場合の通学時間は、バスの乗車場所への移動時間を含めて、最大何分までが適切と考えますか（単一回答）

- 1 15分以内
- 2 30分以内
- 3 45分以内
- 4 60分以内
- 5 90分以内
- 6 90分超
- 7 わからない
- 8 回答しない

問 13 中学校に自転車で通学する場合の通学距離は、最大何 km までが適切と考えますか（単一回答）

- 1 4km 以内
- 2 5km 以内
- 3 6km 以内
- 4 7km 以内
- 5 8km 超
- 6 わからない
- 7 回答しない

問 14 中学校でスクールバスが運行されることになった場合の通学時間は、バスの乗車場所への移動時間を含めて、最大何分までが適切と考えますか（単一回答）

- 1 15分以内
- 2 30分以内
- 3 45分以内
- 4 60分以内
- 5 90分以内
- 6 90分超
- 7 わからない
- 8 回答しない

●あなたが住む地域の学校の通学条件や教育条件について

問 15 小学校において、特に重要と考える教育条件や通学条件をお答えください（複数回答）

- 1 学習環境が整っていること
- 2 通学距離や通学時間が適切であること

- 3 校舎環境が整っていること
- 4 個別支援体制が整っていること
- 5 学校規模が小さいこと
- 6 わからない
- 7 回答しない

問 16 中学校において、特に重要と考える教育条件や通学条件をお答えください（複数回答）

- 1 学習環境が整っていること
- 2 通学距離や通学時間が適切であること
- 3 校舎環境が整っていること
- 4 個別支援体制が整っていること
- 5 学校規模が小さいこと
- 6 わからない
- 7 回答しない

●複式学級に対する意向について

問 17 少子化により複数の学年（例 1・2 年生合同、3・4 年生合同）で授業をする複式学級になることについて、どのように考えますか。次の中から 1 つ選んでください（単一回答）

- 1 異なる学年が 1 つの学級となり、児童が相互に学び合うため、自主性が身につく
- 2 年齢に関係なく友達ができる
- 3 競争意識を持たせることができない
- 4 教育効果を考えると、複式学級以外の対策を考えた方が良い
- 5 その他（自由記載）

●小中一貫校に対する意向について

問 18 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校（小中一貫校）」が新たな学校の種類として制度化されています。小中一貫校についてどのように考えますか（単一回答）

- 1 賛成
- 2 どちらかという賛成
- 3 どちらでも良い
- 4 どちらかという反対
- 5 反対
- 6 その他（自由記載）

●統廃合について

問 19 通学する（予定含む。）学校に「課題」があればお選びください（3つまで）

- 1 クラス数が少なく、クラス同士が切磋琢磨することができないこと
- 2 児童生徒数が少なく、運動会・文化祭・遠足・修学旅行・クラブ活動や部活動等の集団活動・行事の教育効果が下がること
- 3 クラス替えができず、人間関係が固定化していること
- 4 クラス数が多く、同じ学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童間のつながりが弱いこと
- 5 児童生徒数が多く、学校行事等での役割分担や活躍する場や機会が少なくなること
- 6 同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が少なくなること
- 7 課題はない
- 8 その他（自由記載）

問 20 昨今の少子化や学校施設の老朽化などを総合的に判断・検討し、より良い環境で子どもたちに教育を提供するため、将来的には学校の統廃合を行う可能性もありますが、その際に特に配慮すべきと思われる点について、以下から最もあてはまるものを1つお選びください

- 1 児童生徒の通学条件（距離・時間・方法）と安全性の確保
- 2 一定程度の児童生徒数の確保
- 3 学校施設の老朽化対策
- 4 学校と地域のつながり
- 5 統合後の新しい人間関係への不安の解消
- 6 その他（自由記載）

問 21 あなたの居住地区での小・中学校（問1で選択した地区）の学校統合についてお尋ねします

(1)-1 あなたの居住地区の小学校について、統合が必要だと思いますか

- 1 必要
- 2 下記の懸念事項が解決されれば必要
- 3 不要

(1)-2 前問で2を選択した場合、その懸念・心配事項をご記入ください

（ ）

(1)-3 (1)-1で「1必要」又は「2下記の懸念事項が解決されれば必要」とした場合、あなたが希望又は妥当と考える統合先の小学校はどちらになりますか。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 笠間小学校 | 7 友部第二小学校 |
| 2 稲田小学校 | 8 岩間第一小学校 |
| 3 宍戸小学校 | 9 岩間第二小学校 |

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 4 友部小学校  | 10 岩間第三小学校           |
| 5 北川根小学校 | 11 みなみ学園義務教育学校（前期課程） |
| 6 大原小学校  | 12 回答しない             |

(2)-1 あなたの居住地区の中学校について、統合が必要だと思いますか

- 1 必要
- 2 下記の懸念事項が解決されれば必要
- 3 不要

(2)-2 前問で2を選択した場合、その懸念・心配事項をご記入ください

( )

(2)-3 (1)-1 で「1必要」又は「2下記の懸念事項が解決されれば必要」とした場合、あなたが希望又は妥当と考える統合先の中学校はどちらになりますか

- 1 笠間中学校
- 2 稲田中学校
- 3 友部中学校
- 4 友部第二中学校
- 5 岩間中学校
- 6 みなみ学園義務教育学校（後期課程）
- 7 回答しない

今後の予定について（案）

資料5

審議会	内 容		会議の形式	月日（木）
1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画に基づく方針の確認</li> <li>検討内容の視点と論点</li> <li>アンケート調査内容の確認</li> </ul>	自己紹介 会長、副会長の選任 委嘱状、諮問書の交付 適正規模・適正配置について <ul style="list-style-type: none"> <li>複式学級の解消</li> <li>適正規模の確保</li> <li>連携教育の推進</li> </ul> 第1期審議会答申からの課題（将来推計を踏まえて） <ul style="list-style-type: none"> <li>地理的条件（道路、鉄道、河川、山など）</li> <li>調整区域の経緯と学区の明確化</li> <li>小中学校の数</li> </ul> アンケートの実施について（対象者・年齢・人数・内容・方法等）	全 体	6月20日
2回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査結果について</li> <li>コミュニティスクールへの意見聴取について</li> </ul>	コミュニティスクールへの意見聴取	全 体	7月18日
3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティスクールへの意見聴取結果について</li> </ul>	適正規模適正配置について	グループ	8月22日
4回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループの意見集約</li> </ul>	地区別での課題、方向性の整理	全 体	9月19日
5回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ごとの個別検証</li> </ul>	学級数・学区・学校数	全 体	10月24日
6回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域の見直し、方針</li> </ul>	通学時間・距離 スクールバスの運行等	全 体	11月21日
7回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申（素案）について</li> </ul>	方向性、答申内容の確認	全 体	12月19日
8回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申（案）について</li> <li>パブリックコメントの実施</li> </ul>	答申内容の再確認 答申（案）を市民に公表	全 体	1月23日
9回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申書の確定</li> </ul>	パブリックコメントによる意見を反映させて最終答申書を策定	全 体	2月20日
10回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申</li> </ul>	—	—	3月中旬

○審議会等の会議の公開に関する指針

平成18年12月6日

告示第338号

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、市民、学識経験者等を構成員として、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、市の事務事業について審議、審査、諮問、調査を行うために設置された審議会、審査会、協議会、委員会等をいう。

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1) 当該会議において笠間市情報公開条例（平成18年笠間市条例第246号）第8条第1号から第6号までの規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議する場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。ただし、この告示が施行された後に行われる審議会等の最初の会議については、当該審議会等を設置する執行機関が会議の公開、非公開を決定するものとする。

2 前項の規定により、会議を非公開とする場合は、総務部総務課との協議を経るものとする。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催する

ときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、会議開催のお知らせを本市のホームページ又は広報かさまお知らせ版等に掲載することにより行うものとする。

(公開の方法)

第6条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

- 3 審議会等は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）の配布又は閲覧に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、当該会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録及び会議資料の公開)

第8条 審議会等が公開した会議の会議録及び会議資料は、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

○笠間市立小中学校学区審議会条例

平成18年3月19日

条例第181号

(設置)

第1条 笠間市立小中学校の学校運営の適正を図るため、笠間市立小中学校学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、笠間市立小中学校の学区に関する事項を審議して教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から必要に応じ委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) 市立小中学校代表
- (4) 市立小中学校PTA代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

2 特定の地位又はその職にあるため委員となった者は、当該地位又はその職を去ったとき委員の資格を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

4 必要により関係者の出席を求めることができる。

(解散)

第7条 審議が終了したときは、審議会を解散する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

# 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(要旨) (平成27年1月27日)

## 1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

## 2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12~18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

### 【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

### 【提示例】 小学校 (1~5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。  
地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

## 3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

## 4 学校統合を検討する場合の留意事項

●保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

### ○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

### ○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した**魅力的なカリキュラムの導入**
- ・**コミュニティスクールの推進**
- ・**小中一貫教育の導入**
- ・施設設備の充実 等

### ○統合により生じる課題への対応

- ・**バス通学による体力低下への対応**
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・**廃校校舎の地域拠点としての活用** 等

## 5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

●小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような工夫例を提示。

(内容例)

### ○小規模校の良さを活かす方策

- ・**少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底**
- ・**個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着**
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・**地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実** 等

### ○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・**小規模校間のネットワークの構築** 等

## 6 休校した学校の再開

●地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

### ○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用  
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

### ○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

## 都道府県の指導・助言・援助の在り方

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される  
⇒ 市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される  
市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

### 【適正規模・適正配置に関する支援の例】

#### ○ 基準やガイドライン、手引等の策定

- ・ 域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

#### ○ 情報提供機能の強化

- ・ モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
- ・ 全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

#### ○ カリキュラム開発への支援

- ・ 「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

#### ○ 財政面での支援

- ・ 市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
- ・ 市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

#### ○ 人事面での支援

- ・ 学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
- ・ 市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
- ・ スクールカウンセラー等の派遣
- ・ 統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

### 【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

#### ○ 教職員配置の充実

- ・ 国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
- ・ 複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのチームティーチング
- ・ 複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

#### ○ 教職員研修の充実

- ・ 地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
- ・ 複式指導を専門に担当する指導主事の配置  
例: 学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用  
優れた退職人材の有効活用
- ・ 担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

#### ○ モデル事業の実施

- ・ へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
- ・ ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
- ・ 地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等